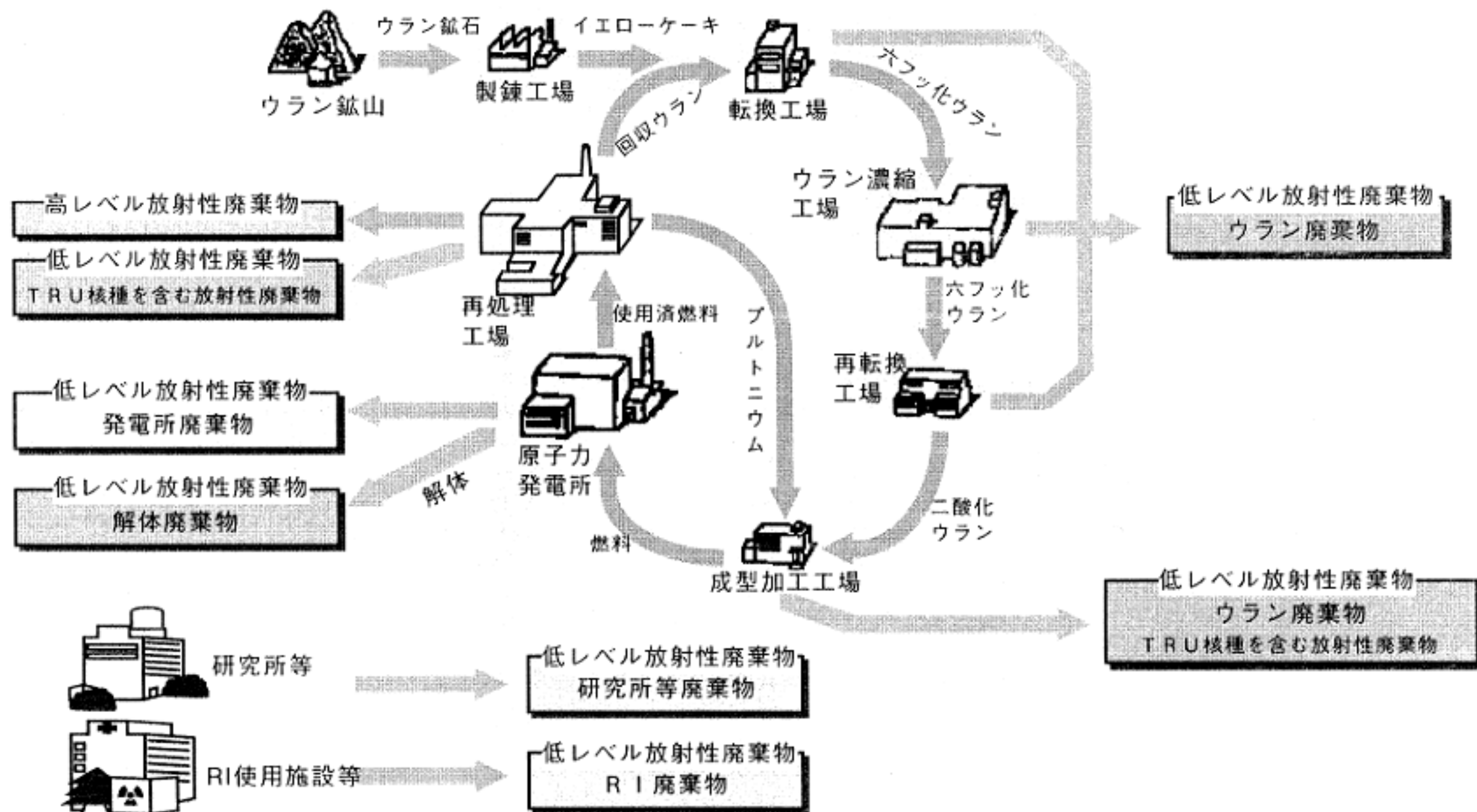


放射性廃棄物とその発生源



合理的な解体廃棄物処分の具体化に向けた検討状況

区 分		処分方法	発生量* ¹ (割合)	原子力委員会の検討	原子力安全委員会における検討			関連法令の整備* ³		
				処分方針	安全規制の考え方	処分場における制限	個別施設の審査方法	規制に係る施設上層等	技術基準(規制、施設)	
比較的濃度の高い低レベル放射性廃棄物		未定(やや深い浅地中処分を検討中)	0.1%以下	今後検討 「合理的な処理処分が安全に行われるよう引き続き検討」 (平成6年度原子力委員会)	今後検討	今後検討	*2 処分場解放後の被ばく線量許容値	今後検討	今後検討	今後検討
低レベル廃棄物	均質・均一固化体	コンクリート・ビット埋設処分	1%以下	検討済み 「放射性廃棄物処理処分方策について」 (昭和59年8月)	検討済み 「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分の安全規制に関する基本的考え方について」(昭和60年10月)	検討済み「安全規制に関する基準値について」(昭和62年2月)		検討済み「基本的考え方」(昭和63年3月)	整備済み(昭和62年3月)	整備済み(昭和63年1月)
	雑固体					検討済み 「安全規制に関する基準値について」 (平成4年6月)		検討済み 「基本的考え方」の一部改定 (平成5年1月)	整備済み (平成4年9月)	整備済み (平成5年2月)
	大型金属廃棄物									開口部の密閉方法等の廃棄体にかかる技術細目
極低レベル廃棄物	コンクリート	トレンチ埋設処分	1～3%			今後検討		今後検討	今後検討	今後検討
	金 属									
区 分 値 (規制除外値)				今後検討						
放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物		産業廃棄物と同様の処分	97～99%	「安全規制に関する基準値について」(平成4年6月)にて考え方を提示						

注) 1. 軽水炉の場合。110万kW級で合計50~55万tになる。

[前提条件]・密閉管理期間を5年と仮定した。

・「放射性廃棄物として扱う必要のないレベル」の区分値は、IAEAで検討中のクリアランスレベル値相当とした。

・「極低レベル放射性廃棄物相当」の上限値は政令濃度上限値より保守的に設定した場合の区分値相当とした。

・「低レベル放射性廃棄物相当(比較的濃度の高い低レベル放射性廃棄物相当を除く)」の上限値は現行の埋設事業の対象となっている廃棄物を参考とした。

・除染等の処理を想定した。

2. 放射線審議会基本部会(昭和62年12月)において公衆の個人の被ばく線量を(10μSv/y)と提示。

3. 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び関連する政省令。